第

4935

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 3月 5日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

→ 清算結了後の否認

A:清算人、株主等に納税義務が及びます。 【解説】

解散・清算した会社に税務調査が入り、否認され、追徴税額が発生した場合の取扱いのことだと思いますが、当然、清算結了したからといって納税義務がなくなるわけではありませんので、税額を納めなければなりません。では、誰が納税義務を負うかですが、これについては、次のような取扱いとなっています。

法人が解散した場合において、その法人に 課されるべき又はその法人が納付すべき国税 を納付しないで残余財産の分配又は引渡しを したときは、その法人に対し滞納処分を執行 してもなおその徴収すべき額に不足すると認 められる場合に限り、清算人及び残余財産の 分配又は引渡しを受けた者は、その滞納に係 る国税につき、納税を負うこととなっていま す。これを第二次納税義務といいます。

また、法人税では納付税額に不足が生じる場合において、その原因が、法定納期限の1年前の日以後に無償又は著しく低い対価で譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、または義務を免れた者は、受けた利益の限度において第二次納税義務を負うこととされています。







